「（仮称）美濃市工場立地法に基づく準則を定める条例（案）」の概要について

１．条例制定の目的

工場立地法の規定による工場敷地内の土地利用の制限（緑地面積率等）を緩和することにより、設備更新等に伴う既存工場の増改築、新規の企業立地を促進すると共に、市外への既存工場の移転を防止し、市内産業の振興と雇用の確保・拡大を図り市民所得の向上を図ることを目的とする。

２．条例制定の背景

工場立地法では、一定規模以上の工場（以下「特定工場」という。）において、敷地面積に対する緑地面積や環境施設面積の割合等が、工場立地に関する準則（以下「法準則」という。）により規定されていますが、平成 24 年４月１日より地域準則制定権限及び関連事務がすべての市に移譲され、法準則に代えて地域の実情に合わせて、敷地面積に対する緑地面積や環境施設面積の割合等を条例（以下「市準則」という。）によって定めることができるようになりました。

これを踏まえて、当市においても、周辺環境の保全・調和を図りながら、工場敷地の有効活用を可能にすることにより、設備更新等に伴う既存工場の増改築、新規の企業立地促進、市外への移転を防止するために、工場立地法第４条の２第２項の規定により市準則の条例を制定し、土地利用の制限（緑地面積率等）を緩和します。

※特定工場（届出対象工場）

業種：製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力、地熱及び太陽光発電所は除く）

規模：敷地面積　9,000 ㎡以上　又は　建築面積　3,000 ㎡以上

３．工場立地法の規定

【法準則】

	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合	重複緑地参入率
全区域一律	20%以上	25%以上	25%以下

【市準則で定めることが出来る基準の範囲】

	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合	重複緑地参入率
第１種区域	20%超 30%以下	25%超 35%以下	50%以下
第２種区域	10%超 25%以下	15%超 30%以下	
第３種区域	5%超 20%未満	10%超 25%未満	
第４種区域	5%超 25%以下	10%超 30%以下	

第１種区域：住居の用に併せて商業等の用に供されている区域

【第１種・第２種低層住居専用地域、第１種・第２種中高層住居専用地域、第１種・第２種住居地域、準住居地域近隣商業地域、商業地域】

第２種区域：住居の用に併せて工業の用に供されている区域　　【準工業地域】

第３種区域：主として工業等の用に供されている区域　　【工業専用地域、工業地域】

第４種区域：第１種区域、第２種区域及び第３種区域以外の区域　　【用途地域以外の地域】

４．条例の概要

市内の特定工場（第２種区域に２工場、第３種区域に１２工場、第４種区域に７工場）の立地状況、近隣市の準則制定状況を踏まえ、準工業地域、工業地域及び用途地域以外の地域について緑地面積率等を以下のとおり緩和する。

【現　　在】

	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合	重複緑地参入率
美濃市全域	20%以上	25%以上	25%以下

※市で条例を制定していないため、法準則が適用されている。

【条例制定後】

	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合	重複緑地参入率
第１種区域 (住居地域等)	20%以上 (法準則どおり)	25%以上 (法準則どおり)	25%以下 (法準則どおり)
第２種区域 (準工業地域)	10%以上	15%以上	50%以下
第３種区域 (工業地域)	5%以上	10%以上	
第４種区域 (用途地域外)	5%以上	10%以上	

※　工場周辺地域の住宅等の立地状況を勘案して、その地域の生活環境に最も寄与するように環境施設を配置するよう指導する。